

令和7年4月4日
青森市市民部生活安心課長

「春の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます

「春の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。



内閣府

期間

令和7年4月6日（日）～15日（火）までの10日間
このうち4月10日（木）は交通事故死ゼロを目指す日

運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

行事日程

別添資料「行事・活動日程」をご覧ください。
(※期間前後の行事も含まれます。)



青森市交通安全対策協議会

令和7年春の全国交通安全運動実施要綱

目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

4月6日(日)から4月15日(火)まで(10日間)

【4月10日(木)は交通事故死ゼロを目指す日】

運動重点

1

子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践



2

歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進



3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



運動の進め方

運動を効果的に推進するため、市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

各関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

重点1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「ゾーン30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

(2) 歩行者の正しい横断方法の実践

- ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

重点2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

(1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(2) ながら運転の根絶

- ア 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- イ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の利用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(3) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の利用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(4) 妨害運転等の防止対策

- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 高齢運転者の交通事故防止対策

- ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど)等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

(6) 二輪車運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性(不安定で死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

(7) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

(1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ウ 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(2) 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール(ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)に関する広報啓発の推進
- エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

令和7年 春の全国交通安全運動行事・活動日程（期間前後含む）

運動期間 令和7年4月6日（日）～4月15日（火）＜交通事故死ゼロを目指す日：4月10日（木）＞

- 運動重点**
- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
 - 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
 - 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

※下記日程等は、天候、その他の理由により変更・中止となる場合があります。

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
1	交通マナーアップ 作戦	4月7日（月） 15:00 久栗坂駐車帯 （東バイパス）	通行車両の運転者にチラシ等を配布し、安全運転と全席シートベルト着用を呼びかける。 ※雨天・強風・悪路などの場合活動中止	青森交通安全協会 青森交通指導隊 ほか	青森交通安全協会 Tel017-777-2815
2	交通安全広報活動	4月9日（水） 14:00 ユニバース ラ・セラ東バイパス店 （店内）	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材の着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青森交通指導隊 ほか	
3	安全協会青年部 街頭広報活動	4月11日（金） 18:30 CiiNACiiNA青森 （正面玄関入り口）	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材の着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青年部	
4	街頭広報活動	4月15日（火） 15:00 新町通り・さくら野	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材の着用を呼びかける。 ※旧松木屋駐車場利用→同駐車場にて出動式	青森交通安全協会 青森交通指導隊 ほか	
5	レッドストーム作戦	4月15日（火） 16:00 280号バイパス	スピードを出しがちな箇所赤色灯を回転させて通行車両のスピードダウンを図るとともに、安全運転を促す。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊	
6	街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子どもと高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者の通行保護活動を実施する。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊	
7	巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊	
8	チラシ作戦	運動期間中 市内全域	安全運動の周知を図ることを目的に、チラシを町内回覧または毎戸配布する。	青森交通安全協会 各支部	
9	小学校交通安全教室	4月中 管内各小学校7校	実車による飛び出し事故実験等の参加・体験型交通安全教室を実施し、児童の交通事故防止を図る。	-	
10	交通安全防犯 のぼり旗の設置	運動期間中 市内各所	「のぼり旗」を設置し交通安全の高揚を図る。	町会、 地区連合町会	-
11	ホームページ等による周知	期間中を含む通年	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津波、火山の影響について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や予報を適時適切に発表して交通事故の抑止に努める。	青森地方気象台	青森地方気象台 Tel017-741-7412
12	職場における 交通安全指導	運動期間中 青森地方気象台内	業務打合せの都度、交通法規の遵守を確認し、特に歩行者優先と危険回避可能な運転の率先実施を指導する。	青森地方気象台	
13	横断幕の設置	期間中 青森駐屯地正門前	駐屯地正門に横断幕を設置する。	曹友会	陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel017-781-0161 内線6735
14	のぼり旗の掲示	期間中 青森駐屯地内	駐屯地内のにぼり旗を掲示する。	曹友会	
15	声かけ運動	期間中 青森駐屯地内正門・裏門	駐屯地正門・北門において啓発グッズの配布を行う。	曹友会 私有車クラブ	
16	交通指導	期間中 青森駐屯地内 交差点	道路交通法に基づき歩行者及び車両等に対する交通指導を行う。	第123地区警務隊	

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
17	交通安全教育	期間中 各部隊隊舎	各部隊計画	駐屯地所在部隊	
18	標語・ポスターの 掲示	期間中 隊員食堂通路	各部隊から標語及びポスターを出展していただき隊員食堂に展示して、交通安全に対する意識の高揚を図る。	業務隊	陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 TEL017-781-0161 内線6735
19	自転車利用者のヘルメット装着	期間中 青森駐屯地内	自転車利用者のヘルメット装着率100%を追求する。	曹友会 私有車クラブ	
20	周知活動	期間中 会員事業所内	適性診断受診者へ「歩行者保護」「シートベルト着用」「道路交通法遵守」等を周知する。	独立行政法人 自動車事故対策機構	独立行政法人 自動車事故対策機構 TEL017-739-0551
21	「令和7年春の全国交通安全運動」 県民総決起大会	4月4日(金) 13:30～14:10 青森県観光物産館 アスパム	県民の交通道德の向上と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止の徹底を期することを目的として開催する。 ・大会宣言 ・新入学児童による誓いのことば ・交通機動隊パトロール出発 等	青森県交通対策協議会	青森県交通・地域社会部 地域生活文化課 交通・地域安全グループ TEL017-734-9232
22	広報活動	期間前～期間中 各種広報媒体	新聞広告(県内3紙)、テレビ・ラジオ・SNS(県広報媒体)、毎戸配布広報誌、ポスター掲示、看板設置、県HP掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運動を広く周知する。	青森県	
23	事業主会・管理者協会合同役員会	3月12日(水) 17:00～ ホテル青森	事業主会・管理者協会の役員に対して、本運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転管理事業主会、青森地区安全運転管理者協会	青森地区安全運転管理者協会 TEL017-774-5050
24	事業主会・管理者協会会員事業所へ 対する両会長連名書簡の発出	運動期間前 書簡発出	事業主会・管理者協会の会員事業所に対して、本運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。		
25	交通安全・事故防止の呼びかけ	運動期間中 会員店店頭	来店ユーザーに対して交通安全運動期間の周知と事故防止の呼びかけを行う。	青森地区二輪車普及安全協会	青森地区二輪車普及安全協会 TEL017-739-8255
26	街頭セーフティサービス	4/8(火) 東バイパス 久栗坂もしもしピット	交通安全・環境保全を目的として整備不良車等指導を行う。	青森県自動車整備青森協議会	青森県自動車整備青森協議会 TEL017-739-1975
27	小学校交通安全教室	運動期間中 (4月) 各小学校	体験型の交通安全教室を実施し、児童の交通事故防止を図る。	各小学校	青森市小学校長会 (篠田小学校) TEL017-781-0033
28	自転車乗車用ヘルメット着用 推進運動	4月～8月 各小学校	・交通安全教室時にヘルメットを着用した実技指導をする。 ・参観日等で自転車乗車時のヘルメット着用への協力依頼をする。		
29	踏切啓発活動 石上踏切 石江踏切 千刈踏切	4月10日(木)	のぼり旗の掲示や踏切事故防止を呼びかける。	JR東日本青森営業統括センター	地区センター TEL017-722-1175
30	看板・のぼり旗の 掲示	運動期間中 青森県自動車会議所	看板・のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会	一般社団法人 青森県自動車会議所 TEL017-776-4211
31	自転車の安全点検の実施	会員店頭及び 要請のある学校等	要請のあった学校等において自転車の無料点検を実施し、ヘルメット着用、保険加入も合わせて推奨する。	青森県自転車組合 東青支部	青森県自転車組合 TEL017-734-5988
32	自転車安全運転利用講習会の開催	4月～ 市内中学校4校	外部講師を派遣して自転車安全利用の講話、自転車シミュレーターによる模擬運転を体験してもらい、安全運転、交通ルールの啓発を行う。	(一社) 青森自動車協会	一般社団法人 青森自動車協会 TEL017-739-3645
33	小学校4年生に対する反射材の配布	4月～ 市内小学4年生全児童	行動範囲が広がり、自転車の利用が増える小学4年生に対し、自転車用反射板ウイングリフレクターを配布し、交通事故防止につなげる。		

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
34	交通安全ポスター・のぼり旗の掲示	運動期間中 全会員事業所	全事業所で、のぼり旗、ポスターを掲示し、各事業者が春の全国交通安全運動実施結果を青森運輸支局へ報告する。	青森県トラック協会 青森支部	青森県トラック協会 青森支部 TEL017-729-3000
35	交通事故防止対策の再徹底	運動期間中 全会員事業所	全会員事業所への文書発信により、交通事故防止の周知徹底を図る。		
36	広報啓発活動	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり旗」を掲示し安全運動期間中であることを広く呼びかける。 ・「スローガン」、「運動の重点」、「ポスター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のドライバーへの周知徹底を図る。		
37	卒業時の安全講話	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	卒業検定合格者の卒業式において、安全運動期間中であることを強調し、無事故・無違反を再度呼びかける。	マツダドライビング スクール青森	マツダドライビング スクール青森 TEL017-782-7272
38	高齢者講習受講者への安全講話	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	高齢者講習において、自動車運転中だけでなく自転車乗車中や、歩行中の事故防止を強く呼びかけ、注意を促す。		
39	各学校での交通安全教室の実施	4月中 (各学校)	小学校(2校)、中学校(1校)、高校(3校)において通学時の歩行指導及び自転車の取り扱いと乗車中において、事故防止を明るく分かりやすく伝え、注意を促す。		
40	在校生に対する啓発活動及び事故防止の呼びかけ	運動期間中 青森モータースクール	校舎内に運動期間中ポスターを掲示し、在校生に対して交通安全運動期間の告知と事故防止の呼びかけを行う。		
41	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森モータースクール	一般ドライバーや歩行者の目につきやすい場所にのぼり旗を掲示し事故防止を呼び掛ける。	青森モータース クール	青森モータースク ール TEL017-738-2246
42	反射材の普及活動強化	運動期間中 青森モータースク ール	高齢者講習や通学するお客様に対して夜間の事故防止に効果の高い反射材着用を呼びかけ、夜間の歩行者や自転車乗車中の交通事故防止を図る。		
43	のぼり旗及びポスターの掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学校出入り口付近にのぼり旗を掲げ、運動啓発を促すとともに、来客者及び教習生に交通事故防止の呼びかけをする。		
44	送迎車両に運動期間中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後部に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。		
45	広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定受検合格者に対し、運動期間中の強調、さらには各家庭での事故防止をお願いする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 TEL017-736-2061
46	地域貢献活動	運動期間中 青森東部自動車学校	安全運動の重点である「思いやりのある運転」等を中心に、職員が作成した手持ちブラカードを掲げ、地元交番と連携した安全運転への呼びかけをする。県道久栗坂造道道沿いの側溝に投げ捨てられた空き缶の回収や歩道に進出した草の刈り取り等、歩行者の安全確保を行う。		
47	交通安全施設等の点検	運動期間中	歩道橋等の交通安全施設について、巡回点検を実施する。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 TEL017-734-4573 青森地区 国道維持管理室 TEL017-734-4530

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
48	のぼり旗の設置	運動期間中 青森市内日本郵便株式会社各郵便局	のぼり旗を設置し、運動期間中であることを周知し、地域の皆さまに交通安全を呼びかける。	日本郵便株式会社	青森西郵便局 TEL017-781-0600 青森中央郵便局 TEL017-775-5545
49	ポスターの掲示及びチラシの設置	運動期間中 青森西郵便局 青森中央郵便局	ポスターの掲示及びチラシの設置を行い、地域の皆さまに運動期間中であることを周知し、交通安全を呼びかける。		
50	職場における安全指導	運動期間中 青森西郵便局 青森中央郵便局	運動期間初日及び内閣府が定める「交通事故「死」ゼロを目指す日」を「交通事故ゼロを目指す日」と設定し、理解度テストを全運転者を実施し、回答を解説する等各種施策を実施する。		
51	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示し、地域住民及び通学する在校生に、安全運動期間中であることを呼びかける。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 TEL017-736-3371
52	広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎内外にポスターを掲示し運動期間中における、事故防止の呼びかけを行う。		
53	在校生・来校者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	通学する教習生および講習受講者等に、担当者から事故防止を呼びかけるとともに、「信号機のない横断歩道」における歩行者保護の啓発活動を行う。		
54	講習受講者への啓発活動	青森中央自動車学校	来校する高齢者講習の予約申込者や受講者に運動期間の事故・違反防止を呼び掛けるとともに、反射材を無料配布し、「反射材活用」の啓発活動を行う。		
55	広報あおもりでの周知	4月号 市内全世帯へ配布	「春の全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を行い、交通安全意識の高揚を図る。	青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T TEL017-734-5258
56	書簡による交通安全運動の周知	運動期間前 各教育機関等	各学校等に対して書簡を送付し、「春の全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」の周知をするとともに、自転車の安全利用に対するチラシを配布し事故防止を図る。		
57	大型小売店舗等での広報活動の推進	運動期間前 大型小売店舗等	大型小売店舗等へ店内放送を利用した交通安全の呼びかけ、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を依頼する。		
58	交通安全啓発活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	市役所駅前庁舎玄関前にのぼり旗を設置し、交通安全を呼びかけるほか、庁内放送により来庁した市民及び職員に交通安全の啓発を図る。		
59	街頭活動の強化	運動期間中 青森警察署管内	交通指導取締り等の街頭活動を強化する。		

青 森 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

事務局 青森市 市民部 生活安心課 交通安全推進チーム TEL 017-734-5258 FAX 017-734-5256